

平成 31・32 年度 建設工事 入札参加資格申請要領

1 資格審査

熊野町が平成 31・32 年度に発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を、所定の期日までに提出しなければなりません。

2 資格審査申請書等の提出先及び提出期間

(1)書面申請

申請者の区分	提出先	提出期間・受付期間
県内業者 (主たる営業所を 県内に有する者)	熊野町役場財務課 〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号 (TEL 082-820-5632)	平成 30 年 11 月 5 日(月) } 平成 30 年 11 月 16 日(金) 8:30 ~ 17:15
県外業者 (主たる営業所を 県外に有する者)		平成 30 年 11 月 26 日(月) } 平成 30 年 11 月 30 日(金) 8:30 ~ 17:15

※ 書面申請の場合、提出書類は別表第 2 によること。(別表に掲げる書類を一覧表の順に添付し、A4 版のファイルに綴じて提出すること。ファイルの背表紙下部に会社名を記載すること。)

※ 平成 31 年 4 月 1 日以降は、随時受付を行います。

※ 主たる営業所：建設業法第 3 条第 1 項の営業所のうち、「主たる営業所」のことをいいます。

(2)電子申請（広島県と県内市町が共同運営する「電子入札等システム」による。）

申請者の区分	提出先	提出期間・受付期間
県内業者 県外業者	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ 〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52 (TEL 082-513-3821)	【システム受付期間】 平成 30 年 11 月 1 日(木) } 平成 30 年 11 月 22 日(木) 【書類送付期限】 平成 30 年 11 月 30 日(金)

※ 電子申請の場合、熊野町に提出する独自書類はありません。

※ 広島県の調達情報ホームページ

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

3 申請資格

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- イ 別表第 1 右欄に掲げる建設工事の種類について建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者
- ウ 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査（法第 27 条の 23 で規定するものをいう。以下同じ。）を受けていない者
- エ 前記ウで定める必要な経営事項審査において、申請しようとする工事の種類について、工事種類別年間平均完成工事高がない者
- オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに熊野町の町税、消費税及び地方消費税のいずれかに滞納がある者
- カ 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者
- キ プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者
- ク 次の（1）から（3）までに掲げる届出の義務を履行していない者
 - （1）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
 - （2）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - （3）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ケ 共同企業体にあっては、その構成員に前各号のいずれかに該当する者を含むもの

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

資格の取消しを受けた者は、平成 31 年度及び平成 32 年度において再び入札参加資格の認定を受けることができない。また、平成 33 年度以降についても、その取消しの日から 24 か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び資格の認定を受けることができません。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成 33 年 5 月 31 日まで有効とします。ただし、平成 33 年 6 月 1 日以降においても平成 33 年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成 33 年度の入札参加資格が認定される日まで有効とします。

6 平成 30 年 7 月豪雨災害に係る特例

前記 3 ウの規定にかかわらず、平成 30 年 7 月豪雨災害の影響により、別表第 2 第 3 項に掲げる経営事項審査の申請手続を行うことができなかつた者で希望する者に限り、別記様式第 4 号による期限延長申請書を前記 2 (1) に定めるところにより提出することで、平成 31 年 1 月 31 日まで申請期限の延長を認めるものとします。期限を延長した者は、経営事項審査の結果通知書が届いたのち、速やかに別記様式第 1 号による資格審査申請書及び別表第 2 に掲げる添付書類を財務課に持参して申請を行うものとします。

別表第1

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

別表第2

添付書類	様式番号
1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	様式第1号
2 建設業法第3条第1項の規定により許可されていることを証する許可証明書又はその写し	
3 必要な経営事項審査の総合評定値通知書の写し（平成29年4月1日以降に審査基準日が到来したもので最新のものとする。）	
4 熊野町税の納税証明書（熊野町税に滞納のない証明書）（熊野町総務部税務課にて発行。熊野町税が課税されていない場合は提出不要。）	
5 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3，その3の2，その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	
6 営業所一覧表	様式第2号
7 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）	様式第3号
8 建設業労働災害防止協会への加入を証する書面又はその写し（未加入者は提出不要。）	
9 期限延長申請書	様式第4号

注1 第2項に定める書類については、許可の更新手続中に限り、直近に申請した許可官庁の受付印のある規則様式第1号の建設業許可申請書（別紙1及び別紙2（2）を含む。）の写しで代えることができるものとする。

2 第3項の審査基準日とは、経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日をいう。ただし、それ以後に合併、事業譲渡又は会社分割等を行い、合併時、譲渡時又は分割時等（以下「合併時等」という。）に経営事項審査を受けた場合には、合併時等の日をいう。

なお、総合評価値通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類を提出すること。

※「保険への加入が確認できる書類」

（1）雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

（2）健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

3 第6項及び第7項に定める書類については、入札参加資格を申請する日を基準日として作成すること。また、第4項及び第5項に定める書類については、資格審査申請書を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

4 第7項に定める書類については、定めた項目のすべてについて記載されているものであれば、申請者が独自に作成したもので代えることができる。

5 国土交通省の統一様式、又は様式の項目を充たすものについては、これをもって代えることができる。

6 ランクの通知（土木・建築・電気・管・舗装のみ）又は受領書が必要な者は、返信はがき等を必ず提出、又は同封すること。